旭川市スポーツ少年団表彰規程

(目的)

- 第1条 この規程は、旭川市スポーツ少年団における発展に特に貢献し、功労・功績を収めたもの に対し、旭川市スポーツ少年団本部の総意により、これを賛え表彰することを目的とする。
- 第2条 次の各号の一に該当する個人又は団体で、本部長が適当と認めるときは、理事会の同意を 得て表彰を行うものとする。
 - (1) スポーツ少年団における指導者として、功労・功績のあった者。
 - (2) 旭川市本部の発展に、特に功労・功績のあったもの。
 - (3) 前各号の対象指導者については、日本本部登録5年以上の者であることとする。
- 第3条 表彰は、年1回行う。
- 第4条 表彰は、次により行う。
 - (1) 表彰状および記念品とする。
- 第5条 表彰を受けたものが、その体面を汚し不適格と思われるとき、本部長は理事会の同意を得 て取り消すことができる。
- 第6条 この規程に定めるものの他、必要な事項は、本部長が別に定める。
 - 附則 この規程は、昭和58年4月27日から施行する。